

幼児教育・保育の無償化に関する手続きのお知らせ

2019年10月より幼児教育の無償化が始まりました。

無償化の対象となるためには「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。

1. 認定の対象となる幼稚園児

(1) 対象児童が施設利用日において宇美町に住民登録をしている。

(2) 施設型給付を受けない認可の私立幼稚園に通園中の満3歳^{※1}から小学校入学前の子ども

^{※1} 満3歳児は、満3歳となった日から対象となります。(日割計算にて算定)

2. 無償化の対象について

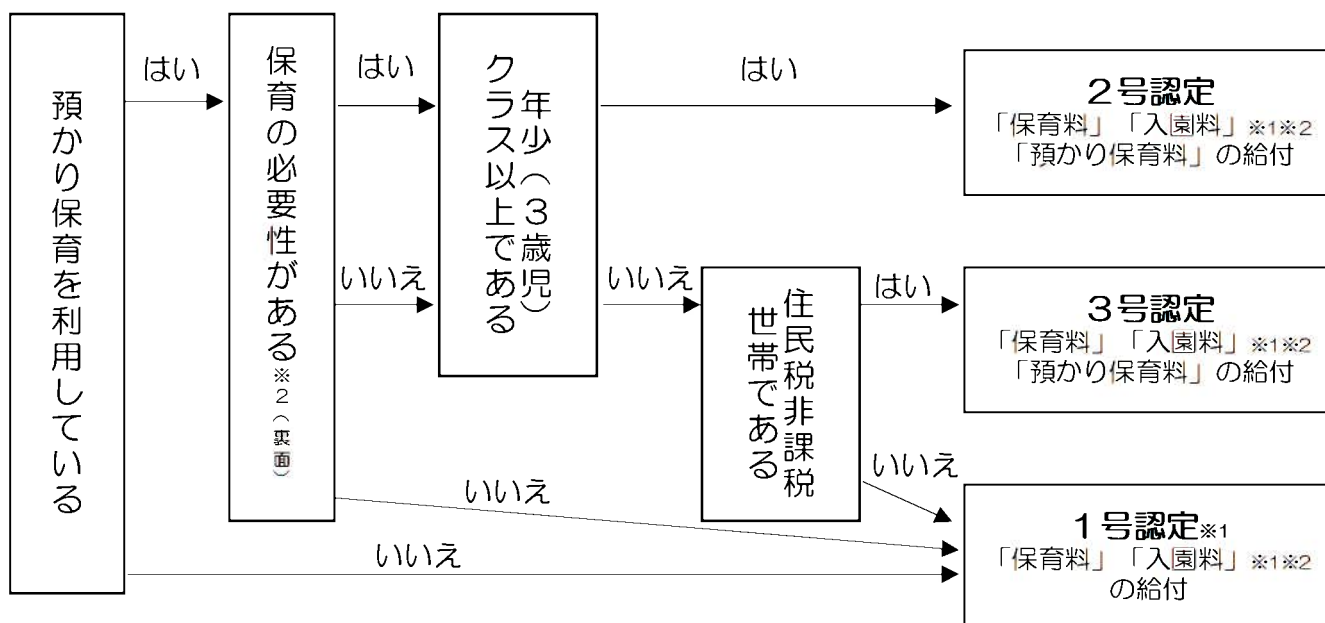
- ・無償化の対象経費は、「保育料」と「入園料」です。月額25,700円を上限として無償化されます。(※入園料については、入園初年度に月額換算して計算されます。※2)
- ・途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に應じる場合は、在園期間に應じて無償化されます。
- ・幼稚園の預かり保育を利用する子どもについては、「保育の必要性がある^{※3}」と認定を受けた場合、日額450円×利用日数(ただし月11,300円までを上限として預かり保育の利用料)が無償化されます。(満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが預かり保育の無償化の対象です。その場合の月上限は16,300円になります。)

3. 認定区分及び申請について

・申請の手続きは、通園先の幼稚園を通じて行います。

・要件により、認定される区分および必要な書類が異なります。

以下のフローチャートにて該当する認定の区分を確認の上申請してください。



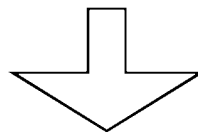
^{※3} 「保育料」が月額25,700円以上である場合は、「入園料」は無償化になりません。

※2 保育の必要性があるとは、子どもの保護者が次のいずれかの要件に該当する場合です。

- ①就労している。（月64時間以上）
- ②妊娠中または出産後間がない。（出産予定月を含む前後で最大3か月間）
- ③疾病、負傷、障がい等がある。
- ④長期にわたる病気や、心身に障がいのある方を看護・介護している。（月64時間以上）
- ⑤火災・風水害・地震等で被害を受け、復旧にあたっている。
- ⑥求職活動している。
- ⑦就学している。（月64時間以上）
- ⑧育児休業取得時にすでに預かり保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
- ⑨その他、①～⑧に類する状態であり、町長が必要と認める場合

4. 申請の流れについて

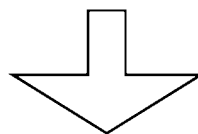
(1) 町から施設等利用給付申請の案内



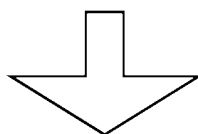
(2) 幼稚園を通して、町に認定の申請

●提出先、提出期限

- 1. 提出先・・・通園している幼稚園
- 2. 提出期限・・・通園している幼稚園にお問い合わせください。



(3) 町が審査し、確認を行う。



(4) 町が認定通知書を、幼稚園を通して保護者に送付

5. 必要書類について

申請される区分によって必要な書類が異なります。

- ・1号認定・・・下記表の1～4までの書類
- ・2号認定・・・下記表の1～5までの書類
- ・3号認定・・・下記表の1～5までの書類

1. 施設等利用給付認定申請書	※お子さん1人につき1枚申請書が必要です。	
2. マイナンバー（個人番号）申告書	※世帯全員記入します。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 封筒にだけ入れ、 筒の口を だけさし、 出し、 提出してください。 </div>
3. 2の申告書に記入した全員分のマイナンバー確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの裏面 ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しなど 	
4. 保護者（申請者）の本人確認書類（顔写真付の公的証明書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの表面 ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳など 	
5. 保育を必要とすることを証明する書類（①～⑧のいずれかのうち、該当するものを提出） ※保護者（父・母）分の書類がそれぞれ必要となります。 ※各証明書は申請日の一カ月以内の日付で証明されたものを提出してください。	①就労（予定も含む）…就労証明書	
	②自営業…自営業等申立書	イ
	③出産…・保育ができないことの申立書 ・母子手帳(写) ※（氏名と出産予定日がわかるページ）	ウ
	④疾病・障がい… ・保育ができないことの申立書 ・診断書 ・手帳(写)など	ウ
	⑤介護・看護… ・保育ができないことの申立書 ・診断書 ・介護保険証(写)など	ウ
	⑥就学…・保育ができないことの申立書 ・在学証明書、時間割表など	ウ
	⑦災害復旧… ・保育ができないことの申立書 ・罹災証明書	ウ
	⑧求職活動…求職中に関する誓約書	エ

※1 一セ帯につき一部ずつご提出ください。

6. 注意事項【重要】

(1) 申請後（利用開始後）に提出内容に変更がある場合

内容に変更がある場合は、速やかに園へ届け出てください。

※特に町外への転出・転入については、利用費の支給に影響しますので異動することが決まり次第、連絡をお願いいたします。

(2) 第1号認定の方が年度途中より預かり保育の無償化を希望する場合

預かり保育を利用する（保育の必要性の事由が生じた）場合には、第2号（または第3号）への認定の変更が必要です。

※利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象になりません。（保育の必要性を証明する書類が必要となりますので、認定の要件等を含め早めにご確認ください。）

(3) 勤務状況等の確認について

第2号、第3号認定は継続して要件を満たしていることが条件となります。そのため要件に該当しなくなる場合は第1号認定へ切り替えとなります。第2号・3号認定は定期的に要件に該当しているかを確認する現況調査があります。

また、実際の勤務状況等が提出した就労証明書等の内容と著しく異なる場合など、虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付の返還を求める場合があります。

【問い合わせ】
宇美町教育委員会 こどもみらい課
電話 092-933-1322